

今西一著『近代日本成立期の民衆運動』

高久嶺之介

一九九一年三月、今西一氏の『近代日本の民衆運動』

諸論

第一篇 地価修正運動

第一章 帝国議会開設前夜の地価修正運動

第二章 初期議会下の地価修正・非地価修正運動

第三章 第一回総選挙と小室・神鞭派

第二篇 民衆結社

第一章 自由民権運動と宮崎六左衛門

第二章 宮崎六左衛門と地方「自治」

第三章 飯室岸蔵と川上青年研智会

終章

大まかに言って、本書の特徴は三つ。第一は、長年に

今西一著『近代日本成立期の民衆運動』

が柏書房より刊行された。本稿は、この著書の書評と、それを通して筆者が日頃考えていることをまとめてみたものである。形式的には、書評とも研究ノートともいえないどっちつかずのものであるがご海容を乞いたい。なぜ、今西氏の著書を取り上げるか。今西氏が描いた豪農論に対する共感と若干の疑問があり、そのことを明らかにすることによって、自己の考えをまとめてみる契機にしようという意図である。先ず行論の都合上本書の篇と章構成のみは以下に掲げておく（なお、本書の詳しい紹介は省略する）。

わたる丹念な史料収集とそれに基づく多くのそして詳細な事実の発掘である。この点が本書の最大の価値である。氏が、本書で描いたのは、京都府丹後地方を主要な地域対象にしての地価修正運動と民衆結社の具体像である。ある程度氏の近くにいてその姿を見ているものにとっては、よくここまで著書としてまとめたという思いが強い。特に第一篇第一章は本書の白眉である。西原の「日誌」等の分析が、いかに時間を要して大変なものであつたかは筆者も現物を見ているだけに容易に想像がつく。第二は、明治前期における丹後の地価修正運動を中心とした諸運動を自由民権運動との関連を明確に意識しながら分析している点である。氏によれば、その視角は、「戦前の服部之縁以来の小ブルジョア（豪農）的指導と一般農民との同盟を説く『指導＝同盟』論」、「自由民権運動と農民運動とを対立するものと描く考え方」（例えば氏によれば、「モラル・エコノミー」論の日本への適用）を批判し、「フランス社会史の方法に学んで、士族インテリや豪農・一般農民などの諸運動をそれぞれ『自律性』を持

つた『複合運動』として捉え、それら諸運動の『結合』のあり方を探るという研究方法」ということになる。今西氏が意識した研究史、特に「モラル・エコノミー」論の日本への適用の研究に対する批判が充分なされているか、という論点があるが、その点は後述する。第三は、この時期の村落指導者層＝豪農層（西原、宮崎、飯室など）を民衆範疇に入れながら、この層の動きを中心に分析している点である。要するに、誤解を恐れずに乱暴にくくするならば、今西氏の著書は、明治初年から二〇年代前期におよぶ地域豪農論が機軸になる。ただし、豪農の評価は時期が限定されている点が特徴的である。この点の意義と問題点も後述する。

本書で教えられたことは多い。新たな事実の提示についてはいうまでもなく、筆者の関心で一点のみいえば、一八八九年地価修正が「帝国議会開設前夜の人心収攬策」であったことを筆者はこれまでうかつにもあまり意識していないなかっただけに教えられた点である。

※なお、一八八九年の地価修正の減地租総額は一八八七年地

価修正の際の一〇倍である以上、地域の人々の慶びは一八七年に増して大きかったと思われる。この点について村を挙げての祝宴を知らせる新聞記事がある。地価修正運動が、単に村内上層の者だけの関心事ではなかつたことを示しており、この点で今西氏の論を補強するものと考えるので以下に挙げておく。

◎宮津通信（九月七日発） 地価低減の祝宴・与謝郡府中村に於ては地価減正を祝せんため今七日国幣中社籠神社境内に於て同村民の懇親宴会を開き、列席者千六百余名に達し、置酒献酬の内に於て村長宮崎六左衛門氏、府會議員小松九郎右衛門氏、其他多数の人々続々立て演説を試み、該地未曾有の盛賑をなせり、因に曰く、本日当地の造酒家小松九郎右衛門、宮崎佐平治、井上与右衛門の三氏より銘酒一石を寄付し、村長宮崎氏始め役場員及村會議員の人々より千六百人前の折詰を寄進せりと
（「京都日報」明治二二年九月一〇日付）

府中村は、一八八九年に八ヶ村が合併してできた戸数四六三戸の村であるが、「千六百余名」の祝宴が事実だとすると、ほぼ村をあげての「未曾有の盛賑」ということになる。そのように教示を受けた点は限りがないが、研究の發展のためにも、以下においては疑問点を中心にして述べ、氏のご意見を待ちたいと思う。

まず、個別的な疑問点から、述べさせていただこう。

第一は、今西氏が本書で強調している「代表—委任」論である。氏は、これを次のように積極的に位置付けている。

② 「近代的な〈代表—委任〉の思想が、彼らの運動（丹後の国会開設運動——注高久）の中で生まれてきていることに注目すべきである」（一三一八ページ）

⑥ 「また運動のなかでは、村の総代会で費用が徴収されているにもかかわらず、〈村の代表〉ではなく、〈結社の代表〉である沢辺正修を国会開設運動の代表として東京に送り、彼に国会開設運動を委任するという新しい〈代表—委任〉関係が生れている。しかもこの委任は委任の内容を「国会開設」に限定する「部理」代理人〔「命令委任〕」であつて、直接民主制に対応するものである。この結社の代表への委任—直接民主制が、一八八〇年代初頭の国会開設運動の中で生れていることは、もつと注目されるべきである」（一五二二ページ）

⑤ 「帝国議会開設前夜の地価修正運動が持つていた〈代表—委任〉を行なうに際しての『部理代人』という直

接民主主義の思想、経済的民主主義と政治的民主主義

の結合という『遺産』は、ここでは学ばれていなかつた」（一〇一ページ）

切之事

右委任状如件

明治二十一年十一月五日

山城国葛野郡下嵯峨村三十八番戸

嵯峨材木会社社長

河原林義雄（印）

面白く、丹後の人々の生き生きとした姿が明確に伝わり、筆者は多くの教示を受けた。にもかかわらず、すでに鶴巻孝男氏が指摘したように、ここで扱われている「代表—委任」は法的関係であると思われる（この指摘は、一九九一年七月の歴史学研究会・日本史研究会主催サマー・セミナーで鶴巻氏によつて行なわれており、筆者はあらためてそのことだ気付かされた。したがつて筆者の批判にオリジナリティはない）。そして、「部理代人」そのものは決して珍しいものではない。例えば、次のものは筆者の手元にある史料である（河原林孟夫氏所蔵文書）。

委任状

一拙者都合に依り当社取締役初田利兵衛を以て部理代人と相定め拙者の名義を以て左の権限を委任候事
一伊勢戸儀兵衛より買受たる土地家屋登記願出に係る一

もちろん、今西氏が「委任」ということで問題にしたのは、このような経済的委任行為ではなく、政治的委任行為、しかも村での委任ではなく、〈結社の代表〉への委任である。これが国会開設運動の高揚がもたらしたものであることは異論はない。だが、一八八二年一二月に請願規則が出れば、このような行為も大きな制約を受けてくる。政治的「代表—委任」行為がすたれていくのは、運動の問題というよりも法の問題であろう。

第二は、「第三章 第一回総選挙と小室・神鞭派」にかかる問題である。氏は、ここで京都府下第六区＝丹後地域の第一回総選挙、すなわち小室・神鞭の対立状況を描く。この分析の背景には、原田久美子氏の「小室

「民権派・神鞭」官側という図式に対する研究史上的批判がある。これは全面的に正しい。ただし氏の分析の結論は若干の迷いがあるようである。氏は次のようにいふ。「この時期の党派的な対立は、職能的・階級的利害よりも、人脈や地域的利害が優越していたといえるかも知れない。しかし、丹後の第一回総選挙の場合、熊野郡では（中略）小室擁立には自由民権運動との連続性が見られ、実現しなかつたが中島信行を担いでの『良民党』計画との関連もある。ところが与謝郡の神鞭擁立は、地価修正運動の『恩義』という地域利害が優先している。神鞭の勝利は、地域的利害が自由民権運動の継続に終止符を打つたといえよう」（一八ページ、傍点筆者）。では、小室が勝利すれば民権運動の継続といえるか、という問題が残る。

なぜ評価が分かれにくくなつたのか。それは「小室擁立の動きは、新井毫の『良民党』構想と結び付いて展開する」という仮説の提示が影響している。原田氏を批判しながらも、小室派＝民権派という要素も無視できない

ような印象を与えるのはこのためである。では、この仮説は、証明できるであろうか。氏が提示する仮説の根拠となる資料は、②九〇年一月一日の神谷より西原宛書簡、⑥九〇年五月の新井、河原林、菱木の丹後遊説の事実を示す資料、の二点である。しかし、筆者は、かつての自己の研究（拙稿「良民党」結成計画について」「文化史学」三一号、同「明治期地方名望家層の政治行動—河原林義雄小伝—」「社会科学」二二号）、から照らしてこの仮説に次のような疑問を持つてゐる。

- ① 新井が、小室擁立に動いたことを示す決定的な史料はない。もちろん新井としては、小室擁立の意図はあつたかもしれない。ただし、河原林にはそのような形跡はあるでない。また、小室を擁立した熊野郡の人々が、「良民党」構想に関わっていたことを示す史料はない。可能性としては西垣虎吉であるが、史料としてはない。九〇年四月から五月にかけての丹波・丹後遊説は、丹波一人（河原林以外の）、丹後地方一人の候補者予選の調査が主な目的であったようであるが、候補

者予選そのものができなかつた。公友会の場合第四選挙区で河原林以外の幹事、すなわち伊東熊夫、西川義延が候補者たらんと対峙しており、結局京都府下全選挙区で候補者予選ができなかつた。この結果、丹後の公友会員は、著者も指摘しているように、与謝郡は神鞭、熊野郡は小室を支持することになる。では、第六選挙区以外の公友会員は、神鞭、小室のどちらかに親近感を感じていたのか。河原林を見るかぎり、どちらかに親近感を感じていた形跡を探すのは難しい。なお、神鞭の勝利後、与謝郡の小松は河原林に対して、われわれが勝利したという意味の書簡を寄せている（河原林孟夫氏所蔵文書）。さらにまた、当時は立候補制ではないから、神鞭、小室とも自身が意欲的に選挙運動を行なうというにはなつていないが、小室の方がやる気がない印象が強い。

② 京都の場合、交話会の時代には中島を担いでの「良民党」設立計画があるが、新井の仲介により一八九〇（明治二三）年三月公友会ができたことは、新井の思

惑とは別に「良民党」への結集する方向を弱くしていく。公友会は、交話会と生民会脱会派が合同してできるが、生民会脱会派の条件は、会の名称に「良民」の名称を使用しない事であった。また、脱会派中何鹿郡鹿鳴会は、愛国公党に通じて、こうとする意向を持つていたようである。つまり、新井の思惑とは別に、公友会の幹部連中は自己の選挙のことで手いっぱいであり、かつて構想されていた「良民党」計画までは手も頭も回らなかつたというのが実情に近いようと思える。

以上の事実により、まだ今西氏の仮説は証明できていないよう思える。

第三に、細かな点であるが、「租税協議権」の位置付けである。氏は、「西原・小室らを指導者とする一八八〇・八一年の地価修正運動を、地方税不納闘争とともに自由民権期の『租税協議権』闘争として位置づけたい」（四五ページ）、とする。しかし、筆者は、「租税協議権」という言葉を、これまで租税協議のための機関、すなわ

たち国会開設と連動する論理として理解していた。しがつて、無理にこのように位置づけなくても地価修正運動を積極的に位置づけることは可能ではないか、と思つてゐる。

第四に、天橋義塾の性格が、まだストンと胸に落ちない。今西氏も原田久美子氏同様天橋義塾を「民権結社」とするが（原田氏は一八七八年を画期として「地方政社」になるという、原田久美子「自由民権政社の展開過程—天橋義塾の場合—『資料館紀要』創刊号、五八ページ）、天橋義塾が丹後地方で大きな広がりを持ったのは、何よりもこの地の有力農民や土族の教育熱があり、基本は教育結社のよう

な気がしているが、いかがなものだらうか（教育結社だからといって、別に天橋義塾を低く評価しているわけではない）。

第五に、「緒論」についてである。「緒論」は全体の理論的枠組であるが、恐らく本書の計画が出てきた時点で書かれたものだけに本文とは少しづれがあるよう思ふ。つまり、必ずしもこの理論枠の実証が本文という形にはなつていなかつて、印象を持つ。今西氏は、「複合運動」論を提唱し、「すべての民衆運動を自由民権運動とする見解や、最近の自由民権運動と民衆運動との対立の側面だけを強調する見解の両偏向を批判し、民衆運動の「自律性」と「結合」との有機的な連関を考える段階」（八ページ）とする。その意図に異論はないが、筆者には、従来の研究と異なるという研究史上での「複合運動」論の具体的イメージがなかなか持てなかつた。要するに、「指導＝同盟」とかを考えることなく、自由民権運動と地価修正運動がそれぞれ自律性をもつて結合するという姿を描こうとしたのだらうか。

二

大きな問題、すなわち筆者が先に述べた本書の特徴の第二および第三にかかる問題に移ろう。まず、豪農層を中心と民衆運動を描いた点である。書名に「民衆運動」という名を冠しながら、底辺民衆の動きがあまり登場しない、という批判をするつもりはない。そのような批判はあまり意味がない。今西氏が、豪農層を中心に本書を描いたのは二つの理由がある。一つは、「講座派」

主流の考え方に対する批判、すなわち「明治国家と地主との早熟的な癒着を説き、国家権力と地主（＝豪農）層との矛盾を過小にしか評価」（一九ページ）できなかつたことにに対する批判、および「『地租・地代の資本への転化』や国家資本の役割を過大に評価して、農民的土地位所有や農民層内部の『民富』の形成を充分に評価できなかつた研究方法」（同）に対する批判、である。もう一つは、現実に地価修正運動を研究対象とする以上、それによって利害を直接的に持つのは土地所有者であるから、その上層の動きが中心にならざるをえない、という理由があつたと思われる。

豪農を評価することを氏が積極的に主張している点を氏の言葉で述べるならば、次のようなになる。「彼ら（運動のリーダー層—高久注）は四～五町歩の耕作地主＝豪農層が中心である。地価修正運動は、地租改正によつて法認された土地所有を、実質的な農民的土地所有として擁護していく闘争である」「もちろん彼らは地主的土地所有者であり、小作＝貧農たちとの間には、鋭い矛盾を孕んで」いるが、「しかし、高額地租が著しく農業經營を圧迫している一八七〇～八〇年代の基本矛盾は、あくまで明治政府対全耕作者農民であり、一部の人々のように豪農と貧農＝半プロレタリア層の矛盾を過大に評価するのには反対である」（六五ページ）。

実は、筆者もこの点には、今西氏の表現（経済史から演繹された表現に少し異和感が残る）はともかく、大筋において異論はない。明治一〇年代において豪農の動きを積極的に評価して何が悪い、と思っている。ただし、村のために献身的に働く「いい豪農」もいれば、自己の経済的利害のみで動く「悪い豪農」もいる。このように考えるのは、豪農といつても幅があるからである。彼らも何かの道楽などで失敗すれば、常に没落の危機があった。日本の名望家層はそれほど強固なものではない。

ただし、今西氏は豪農を積極的に評価しながら、それは「一八七〇～八〇年代」の豪農であつて、明治一〇年代前半期になれば、その評価の機軸を変えてゆく。要するに地域豪農の評価は時期限定向なのである。氏は、明

治二〇年代前半期の政治社会状況を、豪農の寄生地主化→豪農の体制化→自由民権運動の終止符、とするこれまで有力な見解にかなり依拠しながら、論理を組み立てて。そしてこの思考の背景には地価修正運動といふそれ自体は経済運動（もちろん生活要求からくる切実な運動）である運動は自由民権運動などの政治運動と一定程度結合していなければならない、という前提があるようだ。たとえば、次のような認識である。

② 氏によれば、丹後の地価修正運動は、一八八五年より第三期に入り、「一八八四年の地租条例、天橋義塾の解散、『松方デフレ』のなかで、豪農たちは丹後出身の大蔵省官僚神鞭知常への接近を図りながら、京都府への請願を続ける。そして八七年七月、旧豊岡県のみの地価修正を勝ち取る。八九年には京都府全域への地価修正が実現される」（六四ページ）。この運動の評価について、運動における前進面も評価しながら、神鞭への接近について、「議会もない時代に、中央政府の情報を得、中央政府の政策を変更させようとすれば、

地元出身の官僚とのパイプを作るという方法は、もつとも有効な手段の一つであったといえる」（六六ページ）と、理解を示しながら、「運動に一定の変質を生み、後に大きな問題を残した」とする。すなわち、「一八八五年からの神鞭への接近は、地価修正運動を『恢復的の民権』から『恩賜の民権』に変え、その帰結が与謝郡の神鞭派の結成となつた」「丹後の事例から考えて、地方『名望家』層が、中央の利益誘導による『利益集団』に転換していく第一の契機が、一八八四年の『松方デフレ』期にあった」とする八九年地価修正についても、「豪農の寄生地主化を促進し、豪農層を体制の一側に組み込むのに大きな成果を上げた」（六六ページ、傍点筆者）、と位置づける。

③ 一八九〇年の第一回衆議院議員選挙について、「神鞭の勝利は地域的利害が自由民権運動の継続に終止符をうつた」（一一八ページ）、とする。

④ 以上のような評価からすれば、初期議会下の地価修正運動の評価が次のように低くなるのは当然である。

氏は、丹後地域の地価修正運動について、「要求が『物取り主義になり、組織が『名望家』の『請負い主義』になつてゐるといわざるをえない』（一〇〇ページ）、「彼らの運動は、『二府二十県同盟』という全国同盟に参加していくが、一八八〇年代の地価修正運動のように、地域を巻き込んだ運動に発展していったとは考えられない」（同）、また、山城・丹波の非地価修正運動についても、「『物取り主義』『請負い主義』の特徴が、顕著に現われている」、「運動の指導者は地域の『名望家』、府会議員クラスであり、広範に請願署名を集めているが、その組織（城丹一二郡非地価修正委員会）の費用は土地所有者だけによつて支えられている」（一〇〇～一〇一ページ）と評価する。そして「帝国議会開設前夜の地価修正運動が持つていた（代表一委任）を行なうに際しての『部理代人』という直接民主主義の思想、経済的民主主義と政治的民主主義の結合といふ『遺産』は、ここでは学ばれていたなかつた」（一〇一ページ）、「一八九〇年代の地価修正・非地価修正運動

では、経済民主主義と政治民主主義とは切斷され、運動は『請負主義』『物取り主義』に転落している」（一一一ページ）、と位置づける。

以上のようない評価について、筆者の疑問点は次のようになる。

第一は、「豪農層を体制側に取り込む」とは、どのような状態になればそういうことがいえるようになるのか、そしてそれはどのようにして証明できるのであらうか。「豪農が寄生地主化」すれば、即「体制側に組み込む」ことにはならない。「豪農が寄生地主化」は経済状態、「体制側に組み込む」は政治状態である。経済状態は、即政治状態にはならない。これまでの論者は、自由民権運動の「終焉」（多くの人は、それを「挫折」もしくは「敗北」と位置付けた、ただし「終焉」の時期は論者によって差異がある）が、「体制側に組み込まれた」とし、その要因の一つに「豪農の寄生地主化」を挙げたのであるが、本書を読むと、今西氏も心底の奥のところでこの考えに新しい印象を持つのだが、いかがであろうか。

筆者には、明治二〇年代前期の政治状況は、きわめて不安定であったという認識がある。国政レベルで言えば、日清戦争直前の藩閥勢力と自由党などが勢力をを持つ衆議院との抗争は、明治天皇をして「明治憲法の実質的な停止に結びつく再三の議会解散すら考えていい」状況、「議会開設以来最大の危機意識」を持つようになり、『伊藤之雄「初期議会期の自由党」「近代日本の政党と官僚」一九一～一九二ページ』要するに、衆議院には政府支持派がきわめて少ない状況、総じて民党支持状況のようなものであったと思う。かつて筆者は、京都公民政会という地方政社を分析したことがある（拙稿『明治憲法体制成立期の吏党』『社会科学』二二号）。この政社は、最盛時京都府下で二〇〇〇人弱の会員を擁し、京都の第一回の衆議院議員七名中五名がこの会員で占められ、これら議員は衆議院では大成会に所属した。この政社は、『明治政史』では「自治党」としているが、組織として井上馨の「自治党」に組みする素振りは全くなかった（「自治党」は結局結成されず、一八八九年にはかなり実態

としては有名無実であった）。また、この会の衆議院議員五名は、一八九一年三月、大成会の中での大成会「専属派」と「両属派」（大成会員兼協同俱楽部員）の分裂の中では「専属派」に所属した。この「専属派」は、大成会の創立趣旨書にある「已成ノ政党以外に立ツテ」「中正ノ大主義ニ則ル」という側面が強かったのである。公民政会は自らを「吏党」「吏権党」「御味方党」と呼ばれることを極度に嫌った。公民政会は、自由民権運動の再興をめざす「民党」諸派と政府との間で「中立」であるつもりであった。公民政会の指導層でもある代議士五名は「中立」の名のもとで大成会に加わったのである。もちろん、「中立」といっても、第一議会、第二議会での大成会の行動を見れば、政府に近いところにいたことはいうまでもない。しかし、「専属派」が「中立」や「不偏不党」をいわなければならず、また明治政府内の大成会への対処方法は各々によって分裂し、一定の統一性はなかった。要するに、この時期の国内の政治状況は不安定であり、流動的であったのである。もちろん、今西氏も指摘して

いるように、一八八九年の衆議院議員選挙法によって国政参加の権利は直接国税一五円以上のものに限定されたから、壯士的民権家や下層の民衆は排除され、明治一〇年代のような雑然とした民権状況はない。しかし、そうだとしても当時の藩閥権力が様々な層の社会的忠誠心を引き出せうるような状況はない。

地方で見てみよう。今西も触れているが（一五八ページ）、有泉貞夫氏は、一九八〇年に刊行された『明治政治史の基礎過程』（一九八〇年）という著書で、「従来の研究は明治地方自治制の作成者が制度に何を期待したかについては追及してきたが、それが期待どおりに機能したかどうかを検証してはいない」「市制・町村制下の選挙で二級選挙制が採用され、町村委会での財産家優位が規定されているが、町村財政への国政事務費の圧迫が緩和されない以上、これだけで名望家層の関心を町村自治の枠内に閉込め、体制護持勢力にしようというのはあまりにも虫がよすぎる話であった」「二〇年代以降の政治過程の理解に明治地方自治制の統合機能を前提として論を進めることは保留しなければならない」（一三四～一三五ページ）、と指摘している。筆者はこの指摘に全面的に賛成している（今西氏の場合も、この指摘に賛意を表しているような気もするがそのところはよくわからない）。

有泉氏と少し違うところで、「明治地方自治制の統合機能」という問題を町村で考えてみよう。

市町村制の理念の一つは、有産者秩序を打ち出した点であった。要するに、多くの国税を払った人間には、それがだけ多くの権利がある、という考え方である。そして、その具体的現われが、公民概念と等級選挙制度と名譽職制度であった。ただ、有産者秩序の理念と実態はかなり乖離していたといってよい。住民と異なる公民になるとには条件があつたが、宅地でも共有地でも少しの土地を持つていればよかつたから、町村で公民の数は極端に少ないわけではなかつた。等級選挙制は、町村では二級選挙制であり有産者秩序を前提にした制度であったが、現実には部落間の協議によって町村委会議員の定員の配分が行なわれていることが一般的であったと思われる

(早瀬武「町村体制と部落」『岡山大学法学会雑誌』三五卷三・四号、四五一～五二ページ)。名譽職町村長は、任期が四年であったが、四年の任期を全うするものは少なかった(石川一三夫『近代日本の名望家と自治』筆者も石川氏に学んで一部の地域で分析したことがある)。要するに役職をやりたくない雰囲気が蔓延しており、町村でも名譽職拒辞おもともと、明治政府がつくった町村制においては名譽職町村長は制度上「体制側」ではない。府県知事や郡長が官僚であるのに対し、町村長は官僚ではない(現実には様々な国政委任事務を町村役場はこなさなければならなかつたが)。そして、名譽職という制度はかなり融通性を持つており、原則として町村長の政治活動は禁止されており、町村長の政党加入も自由であった(拙稿「大正期の名譽職町村長について—愛媛県周桑郡壬生川町長一色耕平の公的活動—」『社会科学』三七号、四一九～四二二ページ、「書評・

石川一三夫著『近代日本の名望家と自治』』『日本史研究』三二一号、拙稿「有給町村長と有給助役についての予備的考察」『社会科学』四三号、二四〇～二五〇ページ、なお町村長の政党加入が進むのは明治後期から大正期)。要するに、制度から言つても、そう簡単に「体制側」にはならない仕組であつたのである。

もちろん制度がそうであるからといって、地域の富裕農民の意識や行動が「体制的」ではなかつたということにはならない。だが、「体制的」になつたということを証明することは難しいはずである。一八八九年の地価修正の持つ意義を認めたとしても、「豪農層を体制側に組み込むことに大きな成果を上げた」かどうかは、そう簡単には証明できないのではないだろうか。

※ただし、氏は、「豪農層が体制側に組込まれた」というような明確な表現は使用していない。そこに、筆者には若干評価での今西氏の微妙な揺れのようなものを感じる。その反映が、第二編第三章の飯室岸蔵の分析である。飯室岸蔵の家は、五町四反二八歩の村内第一の地主、親方筋の家であり、父九郎左衛門は、連合戸長、川上村初代村長を勤め、岸蔵も一八九九年から一九〇六年まで村長を勤める。氏は、岸蔵の村内での実践を、徳富蘇峰の影響を受けた「進歩的平民主義」の実践、〈新しい政治文化〉の在地の動

入が進むのは明治後期から大正期)。要するに、制度から言つても、そう簡単に「体制側」にはならない仕組であつたのである。

きとして積極的に評価した。岸蔵は、川上青年研習会を主催し、地方風俗の改良運動、風習とそれを温存する地方「名望家」層への批判を展開し、精神的・政治的自由の主張、明治政府の專制主義批判をも展開する。そして、妻が結核になり、周囲から離婚を強要された際、断固としてこれをしりぞけ、みずからも結核に倒れる。個人的な興味から言えば、本書でもっとも興味深かったのはこの章である。飯室岸蔵に対する氏の愛着が明瞭に読み取れるからである。飯室岸蔵への愛着からすれば、西原利兵衛、あるいは宮崎六左衛門への愛着は相対的に低い。今西氏が一定の愛情をもつて描いた明治三〇年代の村長飯室岸蔵の行動と思想の中に「体制側」とはい切れない当時の地域名望家層の存在が如実に現われている、と著者には思われる。

第二は、「地域的利害」（あるいは「地方利益」）の理解である。帝国議会開設後、地方あるいは地域において要求は多様化した。前掲伊藤論文は、「日清戦争前の時期の自由党の基本的な要求は減税要求（地租軽減・地価修正）、言論・集会・結社の自由などの政治的自由の拡大と政党の政治参加の拡大要求、条約改正の三つ」（二九一ページ）であり、「地方利益問題（積極政策）」は「従来の通説と異なり自由党的動向にそれほど影響を及ぼし

ていない」（一四六ページ）、とする。鉄道建設問題などは、それが地方で問題になるのは時期的にかなりの幅があり（四国では明治末から大正期である）、伊藤氏の言うとおりは、民権運動時代の国会開設、地租軽減、言論・集会の自由、条約改正の要求などよりもはるかに多様化したことは事実であろう。京都府で言うならば、一八九一年以降の淀川改修の運動、同時期の山城を中心とした農事改良の動き、そして丹後地方の地価修正運動、山城・丹波地方（天田郡を除く）の非地価修正運動など地域によつて要求や運動はかなり異なつて現われた。これらの運動の開花は伊藤氏の言うように日清戦後だとしても、その要求自体は「従来の通説」通り、日清戦争以前、つまり帝国議会開設によつて招來されたものだといつていい。問題は、「地域利害」の発生は明治一〇年代の諸運動の発展にともなつて悪い方向へ進んでいたかである。本書での今西氏の認識は、運動の発展の一つの疎外要因として

「地域的利害」を考えているかに見える。「神鞭の勝利は、地域的利害が自由民権運動の継続に終止符をうつた」（一八ページ）、という表現はまさにそれであろう。しかし、例えば治水という問題を考えた場合、その実現は河川に近接する住民にとっては地租軽減以上に重要な課題になる。そしてそれは単に「地主的利益」のみではない。農事改良もしかりである。とすれば、「地域利害」の発生は「理想を追い求める時代」ではないにしても、必ずしも明治一〇年代の諸運動の逆進的方向だとは考えられないのではないか。

※なお、今西氏の著書に直接関係ないが、「国家の体制に組み込まれた」という表現について一言しておきたい。同様のものとして「統合された」「国民統合」という表現もある。筆者は、近代日本の地域社会およびその成員を分析する際、意識的にこれらの言葉をこれまで使用していない。以下のようない理由による。「国民統合」という言葉は、もちろん使用する人によって様々な意味合いが込められていて、より一般的な意味合いとして乱暴にまとめられるが、「國家による国民の統合」、すなわち日本近代の社会、あるいはその成員がどのようにして国家に忠誠を誓い「統

合」されていったのか、という意味合いで視角で使用されている場合が多いようと思われる。しかし、「国家による国民の統合」というのは分かった上で分からぬ言葉である。先ず、一般論として日本近代が、天皇を頂点にしてきわめて「統合」的（あるいは集団的）な社会であったことは疑いようもない事実である。しかし、「国民統合」という言葉は、様々な側面で分別して把握する必要があるようと思える。

例えば、天皇および皇室がどのように地域社会に入るかという問題を立ててみよう。この点で言えば、明治初期の段階から、天皇や皇室に対する抵抗力を地域社会は持たなかつた。むしろ、「王土王民論」が唱えられ、地域社会の一部で早期に「日の丸」が受け入れられていく過程は、封建的領有制の解体、つまり、地域指導者が天皇および国家的価値を押し出すことによって封建的呪縛からの開放を計るという「文明開化」を唱導する側面が強かつた。もちろんこの段階で、天皇の権威が地域の底辺まで浸透したわけではない。自由民権期は、私擬憲法という形で、様々な天皇や皇室像が語られた。その際、天皇および皇室についての私擬憲法の条文は、起草者の意図にかかわらず、議会したがつて人民が容喙する余地を残しているものであった。たとえば、かつて、猪飼隆明氏は、「近代天皇制国家の形成・確立過程における自由民権運動の歴史的位置」（『歴史評論』三九二号、一九八二年）という論稿で、私擬憲法にお

ける天皇の地位について詳細に分析した。氏は、「帝位の根拠について」、「皇帝の地位について」、「帝の相続について」の三点にわたって諸種の私擬憲法を検討した結果、多くの憲法草案が万世一系を帝位の根拠とし、「その地位の神権性、政治上・刑事上の無答責がそこに規定」されながらも、帝位の相続については、国会の承認など「国民がその相続に何らかの権限をもつ」条文が多く、「帝位の根拠たる万世一系性がそれ自身としては貫かれないこと、逆に言えば万世一系性を極めて制限された形ではあれ国民がコントロールできることを意味している」と分析している（九一ページ）。

しかし、一八八一年岩倉具視の「綱領」（井上毅の作成）をもとに、憲法と皇室法規の分離の方針を立て、一八八九年に大日本国憲法と皇室典範の分離制定が行なわれた。これにより、皇室典範の内容については議会も人民も全く瞭解を容れることができないという天皇・皇室の国家制度上における完備が成された。ただし、一八八九年皇室典範は、公布も、副署も、官報掲載もない伊藤博文風にいうならば「家法」としての制定であり、「國家法」としての形態を取つていなかつた。そのような制定方式を探つた伊藤博文の思考には、どんな形態であつても、皇室に関することは議会ひいては人民の議論の廻上にのせないという強い意志があつたと思われる。伊藤が皇室典範に賜姓降下規定を載せず、結果として永世皇族の制を採用したのも、徹底して皇

室の権威を守ろうとする思考からであつた。しかし、皇室典範の制定方式、および永世皇族制は、国家法のバランスと皇族対策の点で矛盾を含むものであったから、制定方式、永世皇族制の両者ともに一九〇七（明治四〇）年の公式令と皇室典範増補によつて大きく転換させられていく（拙稿「近代皇族の権威集団化過程」）『社会科学』二七号、同「大正期皇室法令をめぐる紛争」（上）『社会科学』三二号）。

以上のことは、国家制度、帝国議会にかかる問題であるが、天皇の権威の浸透でいうならば、日清戦争が画期にならう。一八九四（明治二七）年九月、平壤陥落の勝利、それに続く黄海海戦の勝利の報の中で、広島に大本営が移され、大元帥天皇の「謹厳な生活」がジャーナリズムによつて大きく宣伝された。つまり、戦争の勝利が、天皇の「洪恩」として地域の底辺に入つていくのである。

次に軍事の側面で見てみよう。江戸期においては、軍事は武士身分の独占であつた。逆に言えれば、武士以外の身分は軍事とは無縁であった。したがつて地域住民が一八七三年徴兵令といふ新たな負担に対して抵抗感を持ったのは当然であり、各地で徴兵令反対をも内容に含んだ一揆が起つた。ただし、少なくとも一八八三（明治一六）年の徴兵令改正までは、様々な免疫条項によつて現実に合法的に徴兵を逃れるすべは存在したから、軍事においての地域の統合作用はそれほど存在したとはいえない。軍事の面での地域の

統合作用をいうならば、明治一〇年代後半から明治二〇年代前半にかけて、事実上府県、郡当局によつて進められた民間組織の形をとつた軍人援護組織（尚武会、尚武義会など）の名称を持つ）の役割が重要であらう。国にとっては徴兵はあくまで国民の義務という位置付けであつたから、徴兵の結果としての傷病死に対する見返り的保障はあるでなかつた。國が援護しなければ、地方行政機関あるいは地方民間組織が援護の手を差し伸べねばならない。そのようにして明治二〇年代を前後する時期から、全国各地で事実上地方政府機関の外郭団体でありながら民間団体の形式をとつた軍事援護組織が簇生してくる。滋賀県、京都府でいうならば、一八八七（明治二〇）年一月に県民より義援金を募集し、その金を徴兵満期退營者に寄贈することによって、徴兵服役を奨励することを目的に創立された滋賀県尚武会（県を範囲とする）、一八八八（明治二一）年九月在郷軍人優待およびその家族扶助を目的として創立された京都尚武義会（上・下京区——後に京都市——を範囲とする）などがそれである。もう一つ軍事の側面で見逃せないのは日清戦争である。この戦争の結果は、村落レベルでは二つの意味を持つた。第一は、町村役場での戦争動員体制のスタイルが固まつたことである。この戦争は後の日露戦争に比べれば、兵員召集、戦病死者など規模の点では比較にならない小ささである。しかし、町村役場が兵員召集、馬匹徵發、軍事公債募集、の三点で戦争に動員していくスタイル

がこの時できるのである。第二は、尚武会、尚武義会などの民間の形式をとつた軍事援護組織が県や郡の単位を基礎に様々な活動を展開する。完全に町村単位でその組織が活動するのは日露戦争と思われるが、このような組織が市民権を得た意味は大きい。徴兵忌避などの軍隊に対する離反が、村落共同体からの離反を意味する仕組みができるのである。なお、村落レベルを越えた問題であるが、日清戦争の勝利は、軍隊および軍人の威信を一挙に獲得した意味も見逃せない。職業軍人にに対する憧れと結婚熱が出てくるのがこの戦争以降である（拙稿「日清戦争時の京都と尚武組織」、秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』所収）。以上のように、天皇や皇室、軍事の側面で、「国家による統合」ということを問題にするならば、明治の一一定時期に、少なくとも日清戦争の時期には、「國家による統合」の一定スタイルがほぼ実現されていたといつてよいであろう。しかし、政治の側面で「国民統合」ということを問題にするならば、事はそう簡単ではない。政治レベルで何をもつて「統合された」状態をいうかはかなり難しい。すなわち、これらの表現を使用するにしても、かなり限定をして使用したほうがいい、というのが現在の段階での筆者の考え方である。

三

次に、本稿の最初に述べた第一の特徴にかかわる問

題、すなわち「モラル・エコノミー」論の「日本への適用」などの「自由民権運動と農民運動とを対立的なものとして描く考え方」に対する批判の問題である。今西氏は、この点について、「小作＝貧農が独自の世界観と組織性をもつて、自由民権運動と対置できる運動を当該期に展開したとするのは、小作＝貧農の運動への著しい過大評価である。また小作＝貧農の思想を、近世からの共同体の伝統思想のみで考え、近代思想との対立面だけを強調するのは、一種の『ポスト・モダン』論である」(六八ページ)、と論難する。

実は、上記の問題についての氏の具体的批判が本書に展開されているわけではない。むしろ、氏の批判は他の論文にある。例えば、一九八七年度日本史研究会大会で鶴巻孝雄氏の報告「近代成立期の民衆的要求と民衆運動——一九八〇年代を中心に」(『日本史研究』三〇七号)に対する批判(「近現代史部会鶴巻報告を聞いて」『日本史研究』三〇九号)である。そこでは、鶴巻氏のいくつかの論点を批判し、「近代成立期の農民闘争は、(中略)農民的土

所有に立脚した『所有的個人主義』(C・B・マクファーレン)のたたかいこそが、主要な形態だと考えている」(五六ページ)と、主張する。この主張の具体的歴史分析こそが本書になるのであろう。

※ただし、氏の場合、鶴巻氏の意見を全面的に批判しているわけではない。例えば、上述の大會報告批判では、「戦後の自由民権運動史の呪縛ともいべき『指導＝同盟』論を克服し、近代成立期の民衆諸運動を〈複合闘争〉的な視点から捉えようとする氏らの方針からは、私も多くのことを学ばされている」(五五ページ)、とし、「民権期の民衆諸運動を『政治問題として社会化』した運動に至上の価値を置くのではなく、民衆諸運動の多元的な価値を強調する」(五七ページ)点にも賛意を表している。要するに、まず評価が前提になって、その上で批判なのである。むしろ、最近の今西氏の論稿(「近代日本の『国民国家』と地域社会」「歴史評論」五〇〇号)を読むと、氏が批判してきたものに対する親近感の度合いが強まってきて、いることを発見する。例えば、氏は、この論稿で、「戦後の歴史学は、『封建性』からの開放という課題の解決に急なあまり、近代が生み出した『国民国家』という巨大なりヴァイアサンの『統制主義』を批判することに、あまりに甘かったのではないか」(一一六ページ)といい、「近代『国民國家』こそが、民衆の『民俗』や地域社会を破壊し、近

代化＝文明化の名のもとに、民衆の生活の中に『分割線』を引き、近代化にとって不用なものを『旧慣・陋習・迷信・愚昧など』として理解してきた社会である」（一二六ページ）、と指摘している。こうなると、この論稿で、たとえ安丸良夫氏を部分的に批判したとしても、「抑うつ的で緊張にみられた『近代』というものが、人々の生を全面的に規制しはじめた」（安丸良夫「国民党的意識過程」「思想」七二六号、九六ページ）、という論との親近感はかなり強くなっている。

要するに、明治前期の農民闘争の主要な形態は地租軽減・地価修正運動などの農民的土地位所有に立脚し、それを守る運動であって、この時期においては地主と小作＝貧農の対抗は副次的であって、あまり重視することには反対である、というのが今西氏の批判のようである。しかし、批判は地域の動向を見る視点と方法が異なっているために必ずしもかみ合っているわけではない、というのが筆者の印象である。

なぜか。少し回り道をして見よう。氏にならって、一度批判の対象になっている鶴巻氏の論を見てみるとある。

鶴巻氏の論について、御自身が語っているところによれば、次のようなになる。「近代成立期に社会的・法的正当性を獲得することになる私的所有権・財産所有権、商業の自由、契約の絶対性など、資本主義の発展に適合的な社会・経済原理が、民衆に難儀を招来し、時代に固有な難儀打開運動と思想形成をもたらすことになる」という議論で、民衆側の対抗原理は、伝統的な権力—民衆関係、共同体社会の“道徳的”関係、モラル・エコノミー的な観念などに根拠をもつ、というのが論点の大枠だった。そして、近代成立期の原理的対抗は、政府対人民（農民、あるいは民衆）という単純な図式の中に解消されるものではなく、地域社会にそれぞれの原理の担い手（社会層）を生み出して厳しい葛藤を現出する、という点も提起した論点の一つだった（「近代成立期中間層の思想形成について」『歴史評論』四九九号、五三ページ）。鶴巻氏は、この立場から、「近代的社会原理の担い手としての人民上層・富裕層（中間層）」と対抗的な社会理念を形成する「民衆」を対峙的に描く、という方法をとる。

※ただし、鶴巻氏の「民衆」概念は、今西氏も指摘している

ようだ。経済史的範疇から演繹された概念ではない。鶴巻氏によれば、「民衆運動を論じるさいの『民衆』とは、土地所有規模を基本にした豪農・富農・中農・貧農などの経済的位置づけによって規定されるべきものではないだろう。社会的な願望や価値意識を共有する社会層、として規定されるべきであろう」（「近代成立期の民衆運動・試論」『歴史学研究』五三五号、一九ページ）、となる。したがって、「国民党に参加する富裕農民」は「民衆の一部を形成する、ということになる。筆者自身、経済史的範疇で輪切りにする方法は、政治史や社会史の分析にそれほど有効とも思えない」と考えているので、上記のような概念操作には、魅力を感じている。しかし、一方で後述するように、この概念操作には問題点を感じている。

要するに、両者の論は、鶴巻氏の場合「人民上層」と「民衆」との対抗の側面を主に思想原理的に重視するのに対し、今西氏は結合の側面を重視する、という重点の置き方の違いである。そしてまた、この違いが出てくる背景として、①「国民国家」というものを否定的に見るか、あるいは否定的側面を考慮しながらも進歩の側面を重視するかの違い、②地域（村）のイメージの違い

（この点は重要であり、後述する）、があるのであろう。

筆者の場合、近畿で研究しているという条件から、どうしても今西氏の研究に親近感を持つのであるが、次の一節では鶴巻氏の論に妥当性を感じている（そしてこの点では今西氏も異論はないはずである）。すなわち、鶴巻氏が、「民権派富裕農民」「富裕農民」一般ではない）を「近代的社會原理の担い手」としたことに、筆者は全面的に賛成する。かつて、筆者は、京都府北桑田郡の河原林義雄という名望家（立憲政党所属、京都府会議員、後に衆議院議員）を分析した際、彼が「文明開化」の流れの中で自由民権運動に参加していくことを確認したことがある（拙稿「明治期地方名望家層の政治行動—河原林義雄小伝—」）。すなわち、江戸時代封建制の中で、基本的に国政に喙を容れることができなかつた彼等にとって、「文明開化」は国政参加の希求を生み出すものであった。したがつて比較的容易に自由民権運動に飛び込んでいく。この点は、同じ民権派といつても、鶴巻氏の概念を借りれば、「士族出身民権家」・「都市居住民権家」・「放浪者型民権家」（うま

い表現である）とは異なる。「民権派富裕農民」にとっては、様々な人物がいて一概にはいえないが、総じて「希望に満ちた近代」であつたろう。しかし一八八四（明治一七）年以降の政治状況の展開は、彼らに一つの阻害要因を生みだす。すなわち、一八八四年以降の加波山事件、秩父事件などの「激化諸事件」「暴民的破壊主義」、すなわち民権「過激派」と貧農の激發である（彼らにとって、福島事件はこの範疇には入らない）。彼らの意識の中では、これらの事件は政府の弾圧を促すものであり、これらを排除することによって「平和秩序的方法」による自己の運動の存在意義を見出していた。この延長線上が明治一〇年代の民党運動である、と考えていよい。

※河原林は、明治改元後、東京に遊学し漢学を学ぶが、一八七〇年帰村し、地元山国郷の私塾桂林塾で漢籍を学ぶ。桂林塾は儒者田原正續によつて一八七〇年創始された漢学塾であったが、一八七二年田原は福沢諭吉の書物に接することによって態度は一変し、大いに文明開化を唱えるに至つたという。河原林も一八七二～七三年頃には、福沢の『學問のすすめ』やミルの『自由之理』などを読み進んでい

た。その後、一八七三年に京都市中に行き日本牧牛会社に入社する。七五年に帰村した際には「埋髪」という文明開化的具体的表現で村人を驚かせたらしい。七六年には大野村地租改正評議人になり、耕地丈量などの仕事に没頭する。七九年郡役所ができた際には、郡役所雇になり、翌年には郡書記に任命され、八一年「病氣」を理由に辞職するまでの職についている。辞職後すぐに民権運動の列に飛び込んでいく。この維新後の河原林の軌跡に、「文明開化」を疑いあるいはそれに抵抗する素振りはあるでない。むしろ、河原林にとって「文明開化」の延長線上に民権運動があつた。

その意味で、鶴巻氏が「近代的社會原理の担い手」であるこの層に対峙して、異なる社會理念を持つ「民衆」を描こうとしたことは理解できるし、筆者自身様々な点で教示を受けた。

だが、一方で、次のような疑問点も感じている。

第一に、鶴巻氏の「民衆」概念は、「社會的な願望や価値意識を共有する層」である。一般的にいつて、農村での「富裕農民」以下の層が「社會的な願望や価値意識」を共有しているかどうかを分析することは、史料上

の制約がかなりある。鶴巻氏や、安丸氏は、従来の方法を大きく変えることによってそれをやり遂げた。だが、「社会的な願望や価値意識を共有する層」を分析しようとなれば、史料上からいって対象はかなり限定される。筆者が前々から疑問に思つてるのは、民衆の運動や思想を描こうとする際の対象が、なぜ国民党などの騒擾や天理教・丸山教・黒住教などの民衆宗教あるいは「神代復古誓願運動」など特殊なものになるのだろうか、という点である（一定の広がりを持つていたことを認め、さらに氏らのこれらの対象に対する実証的貢献を認めだとしても）。

第一に、「富裕農民」と「民衆」が対峙するという時の村のイメージがまだよく分からぬ。この点は、関東農村をイメージできないこちらの責任もあるのかもしだれない。実は、筆者が一番知りたいのは、騒擾が起る場合、その村の行政上・生活上のしくみがどうなつていて、それがどう変わるか、という点である。近代の村の場合、別に「富裕農民」と下層民、あるいは戸長などの村の役職者と一般農民が生の形で対峙している訳ではあ

るまい。階級対立が村の中では生の形で表われない仕組みがある。各種の寄合、官座、講、年齢集団、地縁集団などがそれである。だから鶴巻氏も、国家によつて承認された外部の金融機関などにその騒擾の原因を見るのであるが、「共同体の危機」、「共同体の崩壊」、「共同体の“道徳的関係”が崩壊」（従来の村の伝統の崩壊）という時、一体この騒擾の村の仕組みはどうなつてゐるのかといふことがよく分からぬのである（もちろんない物ねだりであるが）。

以上、二つの疑問、とりわけ後者の点について今西氏の書評にひきつけてもう少し展開して見たい。

筆者は先に今西氏と鶴巻氏の違いには、村のイメージの違いがあるのでないか、と書いた。本書では、「共同体の危機」というような現象はもぢろん描いていい。そもそもこの時期の丹後に負債農民騒擾のようなものはないし、小作＝貧農の独自目立った動きもないからである。そのことから今西氏は、地価修正運動や結社の動きを中心にして地域での結合の側面を中心描いた

と思う。そして今西氏は、本書における地価修正運動の分析を通じて「豪農層」の村を越えた結合はかなり説得的に描いた、と思う。ところが、村内部の諸階層の結合の分析の点では不十分さを残した感がある。つまり、まだ丹後の村のイメージが充分には伝わってこないのである。

たとえば第二編第二章を見てみよう。ここでは、宮崎六左衛門の「日誌」を主要な史料にして宮崎の地域活動、特に連合町村委会と宮崎のかかわりを中心に描いた。しかし宮崎の居住する江尻村の行政上の仕組み、村の結合の仕組みは、充分に伝わらない。この村の場合、九〇数戸の枝村を除く一二〇戸が本村の戸数であるが、これぐらいの村規模になると、一つの村をいくつまで仕切らないと村運営は困難である。本書によれば、一八九七年の組戸長制の時代には、村の代表者として総代があり、内部に伍長がいることが分かる。飯塚一幸氏の御教示によれば、一六九ページに登場する保護人衆は村をいくつかで仕切ったところから選出される層とのこ

と。そしてその下に伍長がいたらしい（伍長がどのようにして選出されるのかは不明であるが、この役職に階層性はないのではないかと推測される）そうすると江尻村の場合、総代—保護人衆—伍長という行政システムが働いていたということになる。一種の「ムラ組型村落」といえようか。

そして、一五五ページによれば、一八八一年二月の伍長集会で郡会議員（連合町村委会議員）の投票が行なわれていることから、伍長集会が村の中でかなりの意味を持つていいらしい。また、一六六ページによれば、村内協議の場においては保護人衆集会—伍長集会が機能しており、村落結合は相当強かつたようと思われる。とすると、「共同体の崩壊」ということはそう簡単には起こり得ないシステムであったように思える。その点で、村落を越えた横の結合とともに村落内部の結合も重視して描いた方が近畿の村の姿が浮き彫りにでき、運動の意味もさらに浮き彫りにできたと思う。

ところで、このような「ムラ組型村落」は近畿に一般

的に見られるものである（赤田光男「同族とムラ組の特質」『日本民俗文化体系』8村と村人）一二一～一三六ページ）。筆者も最近、滋賀県神崎郡金堂村（一八七八年時戸数一九六戸）の明治期の行政システムを分析したことがある（その一部は、「明治前期における戸長・副戸長の退役と選出—滋賀県神崎郡金堂村の場合—」『史朋』二七号）。書評に直接関係ないが、あくまで一例として明治前期のこの村の行政・生活上の仕組みの特徴を大まかに言えば次のようになる。

1、金堂村は滋賀県湖東平野の中央部に位置する。戸数は一八七八年の時点で一九六戸。農業が一一家戸に対しして商業が六七戸、というように、農村部でありながら商業從事者が多いのは、周辺村落とともに、この地域がいわゆる近江商人発祥の地で豪商が多いという理由による。豪商たちは、戸長などに就任しているが、現実には戸長代理を置いて村政運営を任せていた。小学校や社寺などに多額の寄付を行ない、財政的側面で村への貢献が大きい。

2、金堂村では、江戸後期まで氏神天満宮（大城神社）

の祭礼には、「塙戸」（むろと）と呼ばれる株座的な権を持つものがいたが、天保から慶応期にかけて「塙戸」の特権が解消して、「村民全部が庄屋の統制下に、当番制をもつて、直接に神社の運営に参加する体制ができ上がった」（原田敏丸「『むろと』層の解消」『社会と伝承』第四卷第二号、一九六〇年）。

3、滋賀県の区制は、幕藩体制の町村にはなんらの手を加えず、単に郡と町村との中間に小区を置いただけのものであり、村の代表者は、一八七二年以降戸長・副戸長であった。区制下の戸長は、一年交代で毎年村内での選挙によって選出される形式であったが、一八八〇年までは、金堂村のすべての構成戸が各村組単位にその構成戸連印で明議社と呼ばれる村落上層部の集団に正副戸長を「御頼」、すなわち委任していた。委任された明議社では、ほぼ輪番で正副戸長に就任していくようである（ただし副戸長は一八七九年に廃止される）。

一八八〇年以降、明議社はなくなり、したがって明議社による戸長の輪番制はなくなつたが、その後も戸長

の選出は村内上層部で占められ、任期二年という制度も事実上村では一年であった。ただし先述したように現実に村政を運営したのは村内戸別割で中等以下に属する戸長代理と書役であった。

4、戸数二〇〇戸弱の金堂村では、一八七九年までは七つの村組（東南出組、東北出組、西出組、西北出組、西南出組、中村組、新牧組）に別れていたが、一八七九年の郡区町村編制法以降一九二四年までの三つの村組（東組、西組、北組）になった。村組の長の役職名は、一八七六年一二月までは組頭、それ以後組長となり、一八七九年以降組惣代となる。組惣代の選出方法は不明であるが、組内の互選であつたと思われる。ただし、現実に選出された人物を見れば、村内上層が多かった。町村制施行後は評議員といふ名称になる。

5、この下に、五人組が存在し、一八七二年段階では四二名の五人組頭（四～六戸に一名）がいた。五人組頭はいつの時点で名称変更したか不明であるが、一八七七年の時点では伍長の名称になっている。この五人組の存

在は、一九二二三（大正一一）の村規約まで確認できる（それ以後村規約が一九四六年までないので確認できないが、昭和初期までは存在したと思われる）。伍長に階層性はなく輪番であつたと思われる。

6、寄合としては、明治一〇年代において組惣代集会、伍長會議、がある。重要事項は正副組惣代集会で決定される。そして、そこで決定できない場合には、村中伍長會議にかけられる。村中伍長會議でも決定できない場合には、もう一度組惣代集会に回される。一八八四年村委会ができるが、村委会員の構成は北組三名、東組三名、西組二名という形で村組単位に選出されたようである。町村制施行後は、組惣代集会は評議員会になる。

7、この村では、様々な彼での土地と財産の保持の方策がなされていた。たとえば、一八七六年一二月の村規定（「改正法則」）では、田畠屋敷など他の村方に売却することは勝手にしてはならない、やむを得ない場合、組中に披露し、差し支えの有無をただし、その上

で親類・組長から役場に届け出る、という形になつていた。町村制施行後においても、一八九三年、一八九八年の「村規約」では、大字の土地を他所に売り渡すことは原則として禁止され、やむをえず売り渡す場合は、①土地売却は、なるべく大字内に売り渡すべきものなので、区長に届出、買受人の紹介を委託する、もし、その価格に相違し他に売却せんとする時は全価格の一割を区長に差し出す。②すでに売り渡した地所は、その土地に係わる一切のことを担当する代納人をおき、その代納人は、当大字に居住の者で所有の不動産はその担当すべき地価以上を所有する者に限る。ただし、土地買受人より悉皆の委任を受たるものは区長にその旨連署を以て確証を差し出す。一九〇二年の村規約によれば、「なるべく大字内にて売り渡すべきもの」の部分は削除される。そしてこの項目自体は、一九一三（大正二）年の村規約では消滅している。その他、この村では、「全戸他所へ転籍の場合」、「他所より入籍の場合」、「他へ寄留出稼ぎの場合」、「他所より

寄留する場合」などにおいて村保護のための条件が付されていて、一九一三（大正二）年もしくは一九一九年（大正八）年の村規約でこれらの条件は消滅している。

以上のように、この村でも村落結合はかなり強い。そして村政運営の担い手は村落上層部であるが、伍長会議や代理戸長の存在、祭礼における形式的平等性など、上層部のみで村政が行なわれているわけではない。また、町村制施行以降においても村内土地の他村の者への売却への規制など、村の維持にはかなりの神経が払われている（一八九七年の段階で京都府乙訓郡の一つの小字でその小字内の土地を他所の者へ売却する事を一切禁止している同盟規約書を最近確認したことがある）。

筆者は、質地騒動も、世直し一揆も、負債騒擾も、そして農村における貸借関係についても分析したことがない。だから、「モラル・エコノミー」論の日本への適用ということについても、現在の所その当否について判断する知識はない。ただ関東農村においては適用できる状

況があつたということであろう。そのような状況が出現するところと出現しないところがある以上、回りくどいようであるが、それぞれの地域の村のあり方を実証的につめていくことが必要に思われる。

丹後を中心に京都府の諸運動をきわめて精緻に描いた本書に、さらないものねだりの要求するのは無理であるし、以上述べた村落内部の仕組みの分析を深めていくことは今西氏への注文というより今後の筆者の課題である。その点で一つだけ最後に言えば、金堂村で、村外の者への土地売却規制が明治後期に消滅してゆくように、私有権原理の優越性などの近代の原理は、地租改正事業という大変革を越して以降は、多くの村においては漸進的に村に浸透していく感がある。

〔付記〕

今西氏の好著について、まともな紹介もせず、自分の問題関心に引付けすぎ、あまりにも自分が出過ぎた書評になつた。この点は幾重にもお詫びしたい。

なお、本稿が印刷に付されている最中に、鶴巻孝雄氏の『近代化と伝統的民衆世界—転換期の民衆運動とその思想—』（東京大学出版会）が刊行された。うかつにも終章の今西氏への批判（初出は『武相民衆史研究通信』第十一号）など、筆者が見落としていた論稿もあり、したがつて本稿でも若干の言及の余地を感じているが、そのままにしておいた。鶴巻氏の大著については、たとえ若干の疑問はあるにしても、着実な実証と歴史に対する真摯な態度、そして何よりも地域に対する愛着とこだわりを持ち続けている点で、教えられること大であった。今西氏が、実際の文章以上に鶴巻氏の研究に親近感を寄せているのは、このような姿勢の共通性を感じるからであろうし、筆者も両氏に学びたいと思つていい。